

子育て・仕事シェアによる共助コミュニティ創出事業委託業務に係る
公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領

1 趣旨

陸前高田市においては、東日本大震災の被害により人口減少や高齢化の課題が加速化し、地域活動や経済活動の担い手不足が深刻化している。また、核家族化が進み、子育て世帯、特に女性の子育て負担の増大も課題となっている。

本業務では、子どもの預け合いや子ども服のシェア等を行うことができる「子育てシェア」のコミュニティを作り、生み出された時間を活用することにより、子育て世帯がキャリアにつながるスキルアップを図りながら、担い手として地域活動や経済活動に参加していくことを目指す。

限られた時間を活用した柔軟な働き方を実現するために、地域内外から切り出された小さな仕事を募集し、子育て世帯のスキルや時間とマッチングを図る「仕事シェア」の仕組みを確立する必要がある。

本業務の実施にあたっては、子育て・仕事両面における新しいコミュニティの創出や仕組みづくりなどの実現可能性とともに創意工夫が求められる提案が可能な事業者を選定する必要がある。

以上の理由から、本業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、そのことに係る手続きについて必要な事項をここに定める。

2 委託業務等の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 委託業務名 | 子育て・仕事シェアによる共助コミュニティ創出事業委託業務 |
| (2) 発注者 | 陸前高田市 |
| (3) 委託業務の内容 | 別紙仕様書（案）のとおり |
| (4) 委託料上限額 | 金 9, 892, 000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 899, 272円) |
| (5) 対象経費 | 業務に係る経費全般。ただし、食糧費、施設整備費、固定資産購入費、受託者の通常の運営経費を除く |
| (6) 履行期間 | 委託契約日の翌日から令和3年3月31日まで（予定） |
| (7) 受託候補者の選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (8) 契約方法 | 最優秀者である受託候補者を相手方として、業務内容を協議後、委託費見積等、所定の手続きを経て、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。 |

3 プロポーザルの実施概要

(1) プロポーザルの実施スケジュール

ア 公告	令和2年7月16日(木)
イ 質問受付期限	令和2年7月27日(月) 17時15分
ウ 質問回答の公表	令和2年7月30日(木) (予定)
エ 参加資料一式の提出期限	令和2年8月5日(水) 17時15分
オ 書面審査	令和2年8月7日(金)
カ 審査結果公表	令和2年8月7日(金) (予定)

(2) 担当課(事務局)

陸前高田市地域振興部商政課ブランド推進係(陸前高田市役所4号棟1階東側)

住所: 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

電話: 0192-54-2111(内線432 433)

電子メール: brand@city.rikuzentakata.iwate.jp

(3) 参加資格

本要領に基づく受託候補者選定に提案者として参加する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ただし、共同企業体での参加の場合、全ての構成員がイ～カを満たしていることを要件とする。また、共同企業体の代表者となる者は、共同企業体構成員相互の関係を調整し、委託費の適正な執行、管理、報告書の作成等の事務管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていることを要件とする。

ア 陸前高田市内に営業所を設けていない参加者の場合(共同企業体については、全ての構成員が市内に営業所を有しない場合を指す)、契約締結日までに、本市内に営業所を設けることができる者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定される者に該当しない者であること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てをされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。受託業務を履行するにあたり、発注者の要求に応じ、即時に対応できる体制が整えられていること。

エ 受託候補者が決定される期日前1年に当たる日から受託候補者が決定される期日までの間、岩手県又は陸前高田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

オ 本要領に基づく受託候補者選定のための審査が実施される期日前3年に当たる日から受託候補者選定のための審査が実施される期日までの間、法人の事業等に

において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合には、その者を失格とする。

- ア 選定委員や本要領作成に携わる者等の関係者から、本プロポーザルの技術提案に関して助言を受けた場合
- イ 提出書類の提出方法、提出期限等を遵守しなかった場合
- ウ 虚偽の記載がある参加表明書及び企画提案書等を提出した場合
- エ その他、選定委員会により不適格と認められる場合

(5) 交付する書類及び資料

※陸前高田市公式ホームページ (<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>) に、以下の提出書類各様式及び資料等を掲載するものとする。参加を希望する者は、その電子データファイルをダウンロードし、使用すること。

- ア 子育て・仕事シェアによる共助コミュニティ創出事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領
- イ 子育て・仕事シェアによる共助コミュニティ創出事業委託業務仕様書（案）
- ウ 提出書類各様式（様式1～6）

(6) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は、返却しないものとする。
- イ 提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。
- ウ 提出されたプロポーザル等の著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、受注者の提出書類は、陸前高田市が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。
- エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、参加者に相談のうえ、HP等で公表することがある。

(7) その他

- ア プロポーザル参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ウ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- エ 各種手続や問い合わせ等は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。
- オ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、業務計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して陸前高田市は一切の責任を負わ

ないものとする。

4 質問書について

質問がある者は、下記のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

書類	形式	部数
ア 質問書 ※質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、 記入欄または用紙を追加して作成すること。	様式第1号	—

(2) 提出期限

令和2年7月27日（月）17時15分

(3) 提出方法

質問を記入した質問書の様式データ及びそのPDFを、電子メールに添付して3(2)の担当課に提出すること。郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(4) 回答日

令和2年7月30日（木）（予定）

(5) 回答方法

陸前高田市のHP上に掲載する。

5 参加方法

参加者は、次の書類を受付期間内に提出すること。

(1) 提出書類

書類	形式	部数
ア 参加申請書	様式第2号	10部
イ 会社概要書	任意様式	10部
ウ 業務実績書	様式第3号	10部
エ 業務体制表	様式第4号	10部
オ 業務計画概要説明書	様式第5号	10部
カ 収支計画書	様式第6号	10部
キ 見積書 ※ 税込で記載すること	任意様式	10部

(2) 提出期限

令和2年8月5日（水）17時15分

(3) 提出方法

ア 3(2)の担当課への持参

イ 3(2)の担当課へ簡易書留により郵送、宅配便（配達記録が残るものに限る。）による提出の場合は、提出期限までに必着とする。

ウ 留意事項

(7) 持参により提出する場合には、受付期限の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前8時30分から

午後5時15分までの間に、担当課へ持参すること。

- (イ) 提出する封筒等の表面に「子育て・仕事シェアによる共助コミュニティ創出事業委託業務委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。
- (ロ) プロポーザル参加に係る費用は、全て参加者が負担すること。
- (ハ) 発注者は、郵送の遅延やその最中での書類の破損等の責任を負わない。
- (ニ) 提出期限後の提出書類の訂正及び修正並びに書類の再提出は、これを認めない。ただし、発注者より、記載事項の確認等のために、追加資料等の提出を求める場合がある。

6 選考方法

(1) 選定委員会

選定に際しては、「子育て・仕事シェアによる共助コミュニティ創出事業委託業務」に係る受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査するものとします。

選定委員会は、次の5名により構成します。

- ・副市長（委員長）
- ・政策推進室長
- ・総務部長
- ・地域振興部長
- ・福祉部長

(2) 審査方法

審査においては、提出された資料をもとに書面審査を行い、得点が最も高い1者を最優秀者として選定するものとします。

なお、審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けません。

(3) 評価項目

評価項目	評価基準	配点
類似分野の経験・実績及び実施体制	本業務を実施できるだけの経験と実績を有し、かつ、実施体制が確保できているか。	15
業務目的の理解	本業務の目的を理解しているか、参加者の強みを活かした業務ができるか。	15
業務計画の内容	子育て世帯及び企業への適切な周知や、仕事マッチングに適した需要調査ができるか。	10
	子育てシェアを実現するための、具体的、かつ、創意工夫がある業務計画が示されているか。	10
	仕事シェアを実現するための、具体的、かつ、創意工夫がある業務計画が示されているか。	10
	子育て世帯がスキルアップを実現するための、具体的、かつ、創意工夫がある業務計画が示されているか。	10

	想定している子育て世帯の対象者数、依頼を受ける仕事量が適切であるか。	10
	将来的な自立性・持続性の確保に向けた仕組みが提案できているか。	10
	相乗効果の生まれる地域の他団体との連携体制がとれるか。	10
合計		100点

(4) 結果通知

審査結果は、参加者に対し、令和2年8月中旬までに文書で通知いたします。